

所得控除額計算一覧表			
控除名	控除の詳細	控除額 町県民税	控除額 【参考】所得税
雑損控除	災害や盗難等により、本人や本人と同一生計の配偶者、その他の親族が所有する資産に損害を受けた場合の控除	次の〔イ〕と〔ロ〕のいずれか多い方の金額 〔イ〕（損害金額－保険等で補てんされた金額）－総所得金額×1/10 〔ロ〕災害関連支出金額－5万円	次の〔イ〕と〔ロ〕のいずれか多い方の金額 〔イ〕（損害金額－保険等で補てんされた金額）－総所得金額×1/10 〔ロ〕災害関連支出金額－5万円
医療費控除	本人や本人と同一生計の配偶者、その他の親族のために医療費を支払った場合の控除	次の計算式で求めた額（限度額 200 万円） （支払った医療費－保険金等で補てんされる額）－（次のいずれか少ない方の額 〔イ〕 10 万円 〔ロ〕 所得金額×5%）	次の計算式で求めた額（限度額 200 万円） （支払った医療費－保険金等で補てんされる額）－（次のいずれか少ない方の額 〔イ〕 10 万円 〔ロ〕 所得金額×5%）
社会保険料控除	国民健康保険税、国民年金、厚生年金保険、介護保険料等の保険料に対する控除	支払った金額	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	第1種共済契約の掛金や心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合の控除	支払った金額	支払った金額
生命保険料控除	受取人のすべてを、本人や配偶者および親族とする生命保険契約等や個人年金保険契約等の保険料や掛金を支払った場合の控除	※1	※1
地震保険料控除	本人や本人と生計を一にする配偶者および親族が有する家屋等の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金の控除	※2	※2

寡婦控除	<p>(一般寡婦) 次のいずれかに該当する人 (1)夫と死別またはその生死が不明のときで、合計所得金額が500万円以下の人 (2)夫と離別・死別またはその生死が不明のときで、扶養している親族または生計を一にする子どもがある人</p>	26万円	27万円
寡婦控除	<p>(特定寡婦) 夫と離別・死別またはその生死が不明のときで、扶養している子どもがあり、合計所得金額が500万円以下の人</p>	30万円	35万円
寡夫控除	<p>妻と離別・死別またはその生死が不明のときで、生計を一にする子どもがあり、合計所得金額が、500万円以下の人</p>	26万円	27万円
勤労学生控除	<p>学生などで給与所得等があり、合計所得金額が65万円以下で、うち勤労によらない所得が、10万円以下の人</p>	26万円	27万円
障害者控除	<p>納税義務者または扶養親族が障害者の場合</p>	1人につき26万円	1人につき27万円
障害者控除	<p>(特別障害者) 上記障害者控除該当者のうち、障害の程度が身体障害者手帳で1級または2級および療育手帳でA1またはA2の場合など</p>	1人につき30万円	1人につき40万円
障害者控除	<p>(同居特別障害者) 特別障害者である控除対象配偶者または扶養親族が、納税義務者や生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている場合</p>	1人につき53万円	1人につき75万円

配偶者控除 (※3)	納税義務者と生計を一にする、 合計所得金額が 38 万円以下の 配偶者がいる場合	33 万円	38 万円
配偶者控除 (※3)	納税義務者と生計を一にする、 合計所得金額が 38 万円以下で 年齢 70 歳以上の配偶者がいる 場合	38 万円	48 万円
配偶者特別 控除 (※4)	合計所得金額が 1,000 万円以下 で、生計を一にする配偶者（他 の人の扶養の親族、青・白色事 業先住者は除く）を有する場合	所得の区分に応じて最 高 33 万円	所得の区分に応じて最 高 38 万円
扶養控除 (※3)	一般（16 歳以上で下記以外の 人）	1 人につき 33 万円	1 人につき 38 万円
扶養控除 (※3)	特定（19 歳以上 23 歳未満の人）	1 人につき 45 万円	1 人につき 63 万円
扶養控除 (※3)	老人（70 歳以上の人）	1 人につき 38 万円	1 人につき 48 万円
扶養控除 (※3)	同居老親等（70 歳以上で同居の 親等）	1 人につき 45 万円	1 人につき 58 万円
基礎控除	全ての人に適用されます。	33 万円	38 万円

※1 生命保険料控除額

生命保険料控除額＝下表により計算した各保険料控除額の合計（町県民
税：最高 7 万円、所得税：最高 12 万円）

(1) 新契約（平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等）に係る控除額の計算

一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の控除
額について、次の表のとおり計算します。

町県民税の場合	
支払った額	控除額
12,000 円以下	支払った額
12,000 円超 32,000 円以下	支払った額×0.5+6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	支払った額×0.25+14,000 円
56,000 円超	28,000 円

所得税の場合	
支払った額	控除額
20,000 円以下	支払った額
20,000 円超 40,000 円以下	支払った額×0.5+10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	支払った額×0.25+20,000 円
80,000 円超	40,000 円

(2) 旧契約（平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等）に係る控除額の計算
 一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除の控除額について、次のとおり計算します。

町県民税の場合	
支払った額	控除額
15,000 円以下	支払った額
15,000 円超 40,000 円以下	支払った額×0.5+7,500 円
40,000 円超 70,000 円以下	支払った額×0.25+17,500 円
70,000 円超	35,000 円
所得税の場合	
支払った額	控除額
25,000 円以下	支払った額
25,000 円超 50,000 円以下	支払った額×0.5+12,500 円
50,000 円超 100,000 円以下	支払った額×0.25+25,000 円
100,000 円超	50,000 円

(3) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算
 新契約と旧契約の双方について一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、一般生命保険料控除または個人年金生命保険料控除の控除額は、それぞれ次の（ア）および（イ）に掲げる金額の合計額（町県民税：上限 28,000 円、所得税：上限 40,000 円）となります。
 （ア）新契約の支払保険料等につき、上記 1. の計算式により計算した金額
 （イ）旧契約の支払保険料等につき、上記 2. の計算式により計算した金額

※2 地震保険料控除額

町県民税の場合		
区分	支払った額	控除額
地震保険	50,000 円以下	支払った額 × 0.5
地震保険	50,001 円以上	25,000 円
旧長期損害保険	5,000 円以下	支払った額
旧長期損害保険	5,001 円以上 15,000 円以下	支払った額 × 0.5 + 2,500 円
旧長期損害保険	15,001 円以上	10,000 円

地震保険料控除額

地震保険料控除 + 旧長期損害保険料控除 = 地震保険料控除額 (最高 2 万 5 千円)

所得税の場合		
区分	支払った額	控除額
地震保険	50,000 円以下	支払った額
地震保険	50,001 円以上	50,000 円
旧長期損害保険	10,000 円以下	支払った額
旧長期損害保険	10,001 円以上 20,000 円以下	支払った額 × 0.5 + 5,000 円
旧長期損害保険	20,001 円以上	15,000 円

地震保険料控除額

地震保険料控除 + 旧長期損害保険料控除 = 地震保険料控除額 (最高 5 万円)

※3 配偶者・扶養控除

あなたと生計を一にする配偶者および親族で次の(ア)(イ)(ウ)の全てに該当する人がいる場合、配偶者・扶養控除の対象になります。

- (ア) 他の納税義務者の扶養親族となっていない人
- (イ) 合計所得金額が 38 万円以下の人
- (ウ) 青・白色事業専従者以外の人

※4 配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額が 380,000 円以下の場合は、配偶者特別控除の適用はありません。

(平成 30 年度まで)

町県民税の場合	
配偶者の合計所得金額	控除額
380,001 円以上 449,999 円以下	33 万円
450,000 円以上 499,999 円以下	31 万円
500,000 円以上 549,999 円以下	26 万円
550,000 円以上 599,999 円以下	21 万円
600,000 円以上 649,999 円以下	16 万円
650,000 円以上 699,999 円以下	11 万円
700,000 円以上 749,999 円以下	6 万円
750,000 円以上 759,999 円以下	3 万円
760,000 円以上	0 円
所得税の場合	
配偶者の合計所得金額	控除額
380,001 円以上 399,999 円以下	38 万円
400,000 円以上 449,999 円以下	36 万円
450,000 円以上 499,999 円以下	31 万円
500,000 円以上 549,999 円以下	26 万円
550,000 円以上 599,999 円以下	21 万円
600,000 円以上 649,999 円以下	16 万円
650,000 円以上 699,999 円以下	11 万円
700,000 円以上 749,999 円以下	6 万円
750,000 円以上 759,999 円以下	3 万円
760,000 円以上	0 円

(平成 31 年度から)

		納税義務者の合計所得金額					
		900 万円以下		900 万円超 950 万円以下		950 万円超 1,000 万円以下	
配偶者の 合計所得金額	給与収入換算	控除額 町県民税	控除額 (所得税)	控除額 町県民税	控除額 (所得税)	控除額 町県民税	控除額 (所得 税)
38 万円超 85 万円以下	103 万円超 150 万円以下	33 万円	38 万円	22 万円	26 万円	11 万円	13 万円
85 万円超 90 万円以下	150 万円超 155 万円以下	33 万円	36 万円	22 万円	24 万円	11 万円	12 万円
90 万円超 95 万円以下	155 万円超 160 万円以下	31 万円	31 万円	21 万円	21 万円	11 万円	11 万円
95 万円超 100 万円以下	160 万円超 166.8 万円未満	26 万円	26 万円	18 万円	18 万円	9 万円	9 万円
100 万円超 105 万円以下	166.8 万円以上 175.2 万円未満	21 万円	21 万円	14 万円	14 万円	7 万円	7 万円
105 万円超 110 万円以下	175.2 万円以上 183.2 万円未満	16 万円	16 万円	11 万円	11 万円	6 万円	6 万円
110 万円超 115 万円以下	183.2 万円以上 190.4 万円未満	11 万円	11 万円	8 万円	8 万円	4 万円	4 万円
115 万円超 120 万円以下	190.4 万円以上 197.2 万円未満	6 万円	6 万円	4 万円	4 万円	2 万円	2 万円
120 万円超 123 万円以下	197.2 万円以上 201.6 万円未満	3 万円	3 万円	2 万円	2 万円	1 万円	1 万円
123 万円超	201.6 万円以上	0	0	0	0	0	0